

助成金申請書類作成の手引き

令和7年度
燃料電池等トラック燃料費支援事業

（お問い合わせ先・申請書の提出先）

大変お手数おかけしますが、審査業務円滑化のため、お問い合わせについてはホームページ記載の「お問い合わせフォーム」からお問い合わせいただきますようご協力お願い申し上げます。

公益財団法人東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター（愛称：クール・ネット東京）

〒163-0810

東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿 NS ビル 10 階西

ホームページ：https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/fc_truck_fuelcost

受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日を除く）

9：00～17：00（12時～13時までは除く）

※「お問い合わせフォーム」については24時間受付

東京都地球温暖化防止活動推進センターとは

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第38条に規定され、地球温暖化防止活動の推進を図ることを目的とする一般財団法人の中から一つを、都道府県知事が指定するものです。東京都においては、財団法人東京都環境整備公社（現公益財団法人東京都環境公社）が平成20年2月4日に、東京都地球温暖化防止活動推進センターとしての指定を受け、同年4月1日に活動を開始しました。

《目 次》

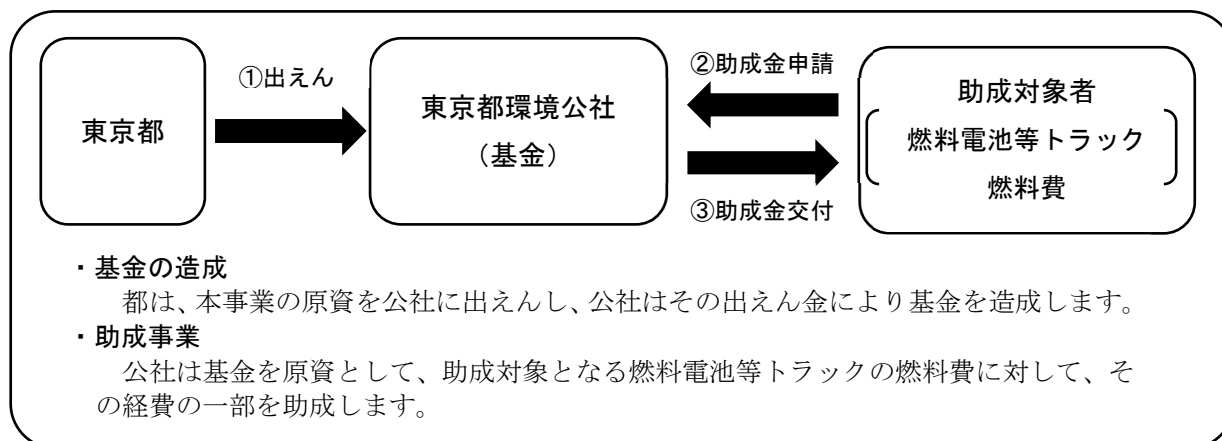
I	事業の概要	- 2 -
1	目的	- 2 -
2	事業スキーム	- 2 -
3	助成金額について	- 2 -
II	助成金を受け取るまでのスケジュール	- 4 -
III	交付申請について	- 5 -
1	書類の偽装や虚偽申請などにおける不正受給などの不正行為について	- 5 -
2	対象の確認	- 6 -
3	お手元にご用意するもの	- 7 -
4	申請手続きについて	- 10 -
5	助成額の確定及び交付（交付要綱第 9 条参照）	- 11 -
IV	助成金を申請後に必要なこと	- 13 -
1	助成事業の経理（交付要綱第 18 条）	- 13 -
2	調査等（交付要綱第 19 条）	- 13 -
3	申請の撤回（交付要綱第 11 条）	- 13 -
4	債権譲渡について（交付要綱第 12 条）	- 13 -
5	交付決定の取消し（交付要綱第 13 条）	- 13 -

I 事業の概要

1 目的

燃料電池等トラック燃料費支援事業（以下「本事業」という。）は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」とする。）が、運輸部門の脱炭素化と水素利用の拡大に向けて事業用の燃料電池トラックまたは水素エンジントラックの普及を促進することを目的に実施するものです。

2 事業スキーム



3 助成金額について

助成対象経費は「燃料電池トラック（燃料電池ごみ収集車を含む）または水素エンジントラックの運行に必要な燃料費の一部」です。助成金の交付額は、水素燃料代実績（税抜）から「水素充填量実績に軽油相当分単価*を乗じた額」を除いた額としています。

※軽油相当分単価：水素 1 kg で走行できる距離に対応する軽油燃料代

※軽油相当単価及び補助上限額については毎年度見直しを行い、年度ごとに定めます。

水素燃料代実績（税抜）－（水素充填量実績 × 軽油相当単価）－ 国補助等の金額

※助成金の交付額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。

※消費税及び地方消費税については助成の対象になりません。

※国補助等を受給していない場合は国補助等の金額は 0 として計算します。

○助成上限額について

令和 6 年度及び 7 年度の年間補助上限額は以下のとおりです。

上限額	FC 小型トラック	FC 大型トラック	水素エンジントラック
令和 6 年度	690 万円/台	2,200 万円/台	-
令和 7 年度	900 万円/台	2,880 万円/台	1,200 万円/台

○軽油相当単価について

令和 6 年度及び令和 7 年度の軽油相当単価は以下のとおりです。

FC 小型トラック	FC 大型トラック	水素エンジントラック
325 円/kg	407 円/kg	225 円/kg

- ・軽油相当単価は、燃料電池小型トラック、燃料電池大型トラック及び水素エンジントラックのそれぞれについて、以下のように算出いたします。

軽油相当単価（円/kg）

＝助成対象トラックの燃費（km/kg）×軽油価格（円/ℓ）÷助成対象トラックと同等のディーゼルトラックの燃費（km/ℓ）

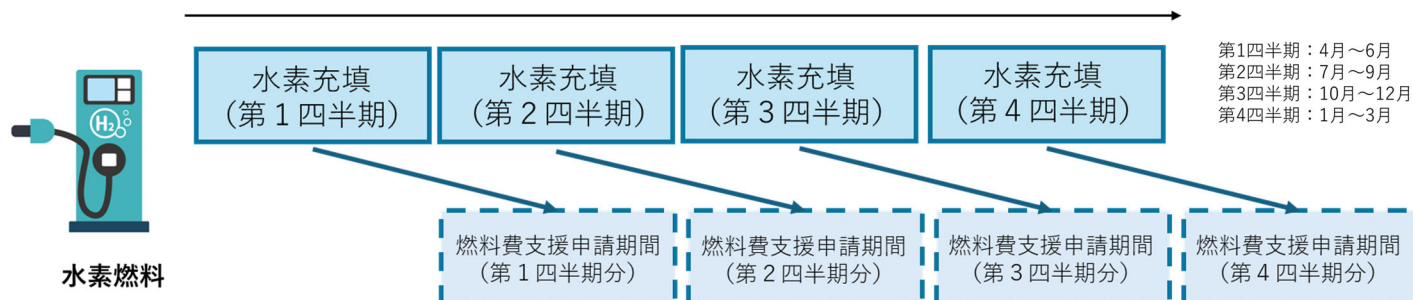
※車両の燃費性能により変動する可能性があります。

○助成申請時期について

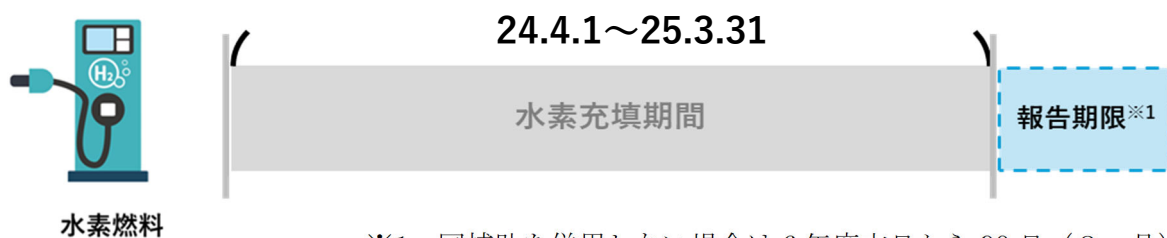
本助成は令和7年度の水素充填分に対する助成について、**四半期ごとに助成**を行うものであり、**各四半期末日から90日（3ヶ月）以内において事後申請を受け付けて**おります。

水素充填期間がR6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日）までの運行分は国補助等を受給している場合、国補助の額確定通知の日付から90日（3ヶ月）以内に申請、国補助等の受給が無い場合は、助成対象期間の年度末から起算して90日（3ヶ月）以内に申請を行ってください。

<R7 年度水素充填分の申請>

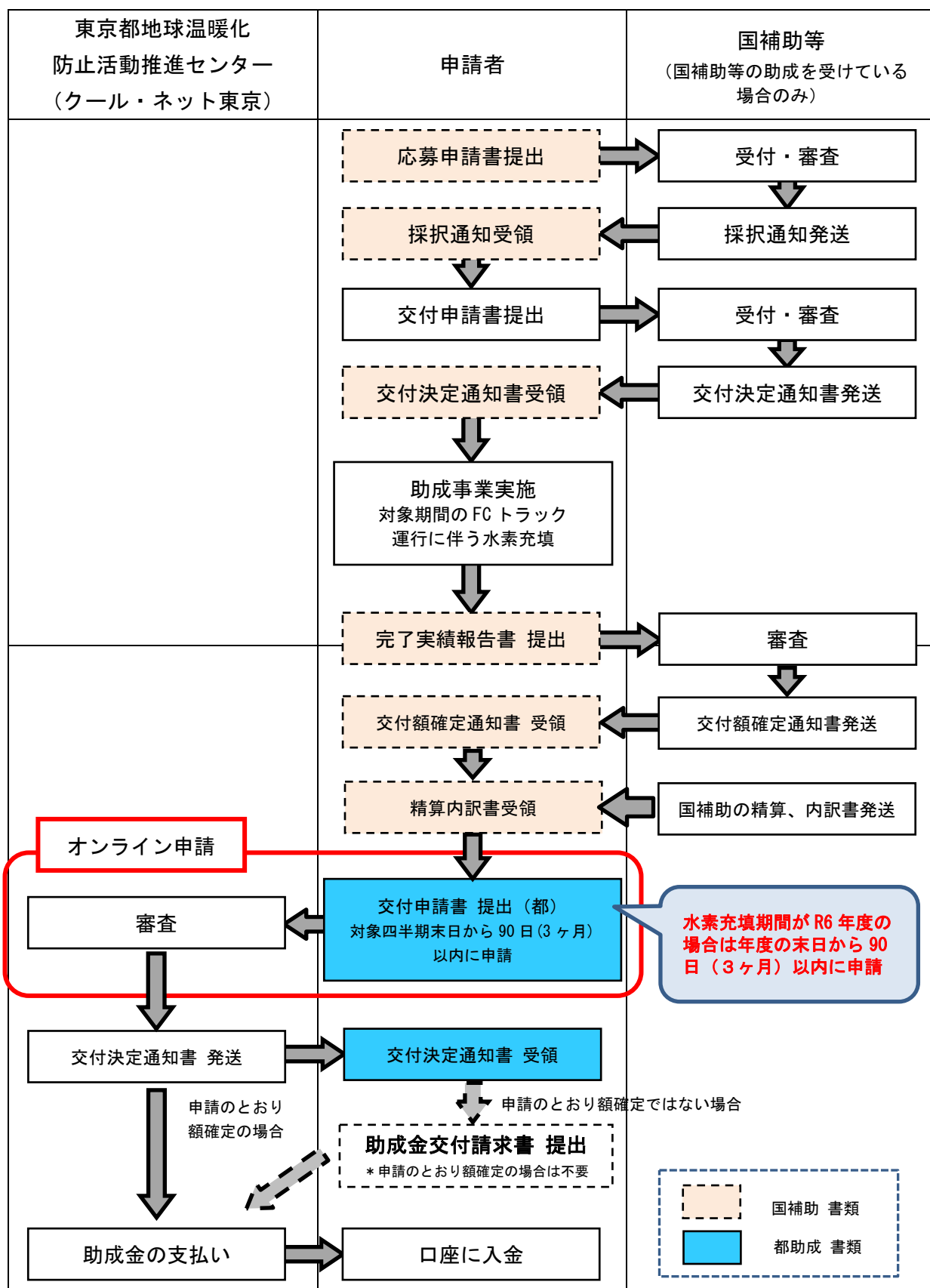


<R6 年度水素充填分の申請>



※1：国補助を併用しない場合は6年度末日から90日（3ヶ月）以内
国補助併用の場合は額確定通知書の日付から90日（3ヶ月）以内

Ⅱ 助成金を受け取るまでのスケジュール



- 書類不備等なければ受付から 4 ヶ月程度 (審査 2 ヶ月 支払い 2 ヶ月程度)
不備等がある場合はそれ以上の時間がかかること、申請状況によっては所要時間が前後することがございます。

Ⅲ 交付申請について

1 書類の偽装や虚偽申請などにおける不正受給などの不正行為について

当法人の助成金については、東京都の公的資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められております。当法人としまして、不正受給などの不正行為に対しては厳正に対処いたします。

本助成金を申請される方、申請後、採択が決定し助成金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、十分御認識された上で、助成金の申請又は受給を行っていただきますようお願いいたします。

- (1) 助成金の申請者が当法人に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはなりません。
- (2) 当法人は、申請者及び手続き代行者その他の関係者が、偽りその他の不正の手段により手続きを行った疑いがある場合は、必要に応じて調査等を実施し、不正行為が認められたときは、当該関係者に対し相当の期間、助成金の交付決定の停止等の処分を行い、その名称及び不正の内容を公表します。
- (3) 前記事項に違反した場合は、当法人からの助成金交付決定及びその他の権利を取り消します。また、当法人から助成金が既に交付されている場合は、その全額に加算金（年率10.95％）を加えて返還していただきます。
- (4) 交付申請、実績報告及びその他の申請において、申請者または手続き代行者は本事業の要綱及び手引きを十分理解した上で申請を行ってください。
手続き代行者においては要綱等に従って手続きを遂行していないと認める場合が、代行の停止を求める場合があります。
- (5) 申請に係る情報については、個人情報のため申請者並びに手続き代行者以外にお答えすることは一切できませんので、ご了承ください。

2 対象の確認

申請者（民間企業、都と協定を結び燃料電池ごみ収集車を導入した自治体、独立行政法人、一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人、法律により直接設立された法人、その他東京都知事が認める者）は、申請する前に以下に該当するかご確認ください。

✓	要 件
	(1) 税金の滞納がない
	(2) 刑事上の処分を受けていない
	(3) 東京都暴力団排除条例に規定する暴力団関係者等ではない
	(4) その他、公的資金の交付先として社会通念上適切である
	(5) FCトラックまたは水素エンジントラックを導入し、運用していること
	(6) 自動車検査証における使用の本拠の住所が東京都内であること
	(7) 利用可能な国補助等がある場合は、交付申請をしていること
上記「✓」は該当するかご確認ください。また、 <u>過去に虚偽申請（提出書類の偽装など）があった者は(4)に違反します。</u>	

3 お手元にご用意するもの

以下の書類をお手元にご用意ください。不備があった場合、メールや電話にて修正や書類の提出依頼をいたしますが、場合によっては一度受付を取消し、再度ご申請いただくことがあります。不備のないよう、よくご確認ください。また修正や書類提出の連絡に対して 20 日間ご連絡が取れなかった場合、申請は取消とし、書類は破棄させていただきます。ご注意ください。

各書類は審査で必要となるため、記載事項が指定されています。まずは書類一覧を表示し、記載事項の詳細については、一覧の次に記載します。

書類の偽装など悪質な虚偽申請があった場合、1に記載のとおり今後の助成金申請ができなくなる場合がありますのでご注意ください。

※本事業において提出された書類については、開示請求があった際に開示の対象となる場合がございます。

《お手元の書類一覧》

✓	書 類	容量
	(1) 登記事項証明書（現在事項全部証明書） ※申請日時点で、発行日から3か月以内のものに限る	10MB
	(2) 法人都民税の納税証明書又は個人事業税納税証明書 ※申請日時点で、発行日から3か月以内のものに限る ※納税証明書は完納を証明した直近のものに限る	10MB
	(3) 該当車両の自動車検査証	10MB
	(4) 東京都実施の ZEV ごみ収集車実装支援事業の実施に係る協定書 ※助成対象者が実施要綱第4条で定める燃料電池ごみ収集車導入自治体である場合のみ	10MB
	(5) 国等複数年度交付助成の確定金額等がわかる資料 ※国等複数年度交付助成を受けている場合のみ ※申請当該四半期分として受領する国補助等の金額がわかる書類（国等へ提出する当該四半期の実績報告書等）	10MB
	(6) 水素燃料費実績報告書 ※水素燃料費、水素充填量の実績がわかるものであれば任意様式でも可 ※申請年度内の水素充填実績を日ごとに集計していること ※水素充填したステーション名がわかること ※水素燃料費実績については、税抜き金額で表されていること	10MB
	(7) 水素燃料費実績がわかる請求書・レシート、領収書等	10MB
	(8) 振込先口座が確認できる書類（通帳の見開きコピー等）	10MB
	(9) 共同申請者間で取り交わされた業務委託契約書等の書類 ※国等複数年度交付助成を間接的に受給している場合のみ	10MB
上記が揃わない等、審査に必要な内容の確認できる書類がない場合はその他公 社が必要と認める書類として提出を求めます。		

各書類はオンライン申請を行うため、スキャナや写真などでデータ化してください。※記載の容量は上限容量です。容量以内のデータを作成してください。

《記載事項の詳細》

- (1) 登記事項証明書（現在(履歴)事項全部証明書）（申請受付日から3か月以内に発行されたもの）

確認事項：申請者情報との突合

※申請区分が法人の場合のみ必要。

※地方公共団体を除く。

- (2) 法人都民税の納税証明書又は個人事業税納税証明書

確認事項：税金の滞納がないこと

※地方公共団体を除く

※個人事業主の場合、個人事業税納税証明書を提出すること。

- ・令和6年度の個人事業税の納税証明書で、完納しているもの（未納額が0円）
- ・設立年度に申請する場合は、「個人事業の開業・（廃業等）届出書」の写しを提出
- ・非課税の場合は、令和5年分又は令和6年分の「確定申告書B」の写しを提出

※税務署の受領印があること。e-Taxで受領印がない場合は、受信通知のメッセージ画面を印刷して、併せて提出

- (3) 該当車両の自動車検査証

確認事項：使用の本拠の位置が東京都内であるか、申請者が車両の使用者であるか、FCトラックであるか等

- ①燃料の種類が「圧縮水素」であること
- ②申請までの間に登録番号変更を行った場合は、変更後の車検証のみで可
※その他変更を行った場合は、初度登録時と変更後両方の車検証が必要
- ③使用の本拠の位置が東京都内であること
- ④複数回のコピーやファックスを使用すると、コピー用紙が黒くなって文字が読み取れなくなることがあるため、文字が鮮明に読み取れる車検証を提出すること

- (4) 東京都実施のZEV ゴミ収集車実装支援事業の実施に係る協定書

確認事項：集中導入支援事業またはステップアップ型導入支援事業に係る協定を東京都と結んでいる地方公共団体か。

※助成対象者が実施要綱第4条で定める燃料電池ゴミ収集車導入自治体である場合のみ

- (5) 国等複数年度交付助成の確定金額がわかる資料

確認事項：国補助の受給者、確定金額、金額の内訳

※国等複数年度助成の交付申請をした場合のみ必要。

※申請当該年度分（または当該四半期分）として受領する国補助の金額がわかる書類（国等へ提出する当該年度・四半期の実績報告書等）であること。

※金額の内訳として燃料費の項目があり、その燃料費の金額が明確であること。

※国等複数年度交付助成のその受給者が提出すること。

(6) 水素燃料費実績報告書

確認事項：助成対象期間（令和7年度は四半期ごと）の水素充填量、水素充填をしたステーション名、充填金額

※水素燃料費、水素充填量、充填日等の実績がわかるものであれば任意様式でも可

※対象四半期内の水素充填実績を日ごとに集計していること

※水素充填したステーション名がわかること

※水素燃料費実績については、税抜き金額で表されていること

(7) 水素燃料費実績がわかる請求書・レシート・領収書等

確認事項：実績との突合

※実績報告書に記載している充填実績全てが確認できること

(8) 振込先口座が確認できる書類

確認事項：申請者本人であること、振込ができること

① 銀行名、支店名、口座番号、口座名義人が読み取れること。

② 定期預金口座でないこと。

③ 通帳の場合は、表紙及び見開き面のコピー

④ キャッシュカードのコピー、ネットバンキングの画面印刷なども可

当座預金場合は、小切手帳や金融機関発行の取引明細書でも可

(9) 共同申請者間で取り交わされた業務委託契約書等の書類

確認事項：契約内容

※国等複数年度交付助成を間接的に受給している場合のみ必要

※受託者の燃料電池等トラックの燃料費について、委託元が国等複数年度交付助成の助成金相当額の補助を証明すること

(1)～(9)の確認事項等が確認できない場合等はその他書類の提出を求めます。

4 申請手続きについて

(1) 申請方法

オンライン申請（2025 年 4 月現在です。申請しやすいよう随時更新予定です。）

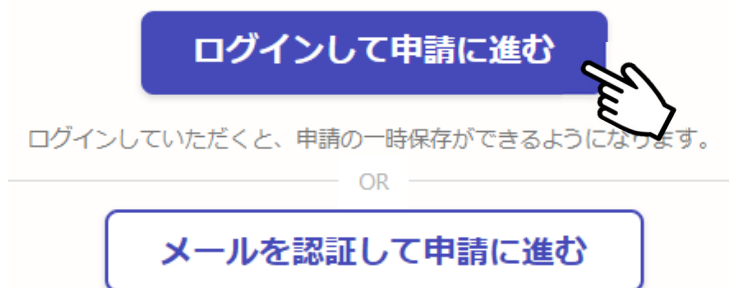
https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/fc_truck_fuelcost



① オンライン申請フォームについて

誓約事項を必ずお読みいただき、ご了承の上、申請してください。

② ログインについて



Graffer アカウントを作成すると 申請の一時保存ができます。

③ 申請フォームに従い、入力してください。

(2) 受付期限

- ・水素充填期間が **R7 年度** の場合

対象四半期末日から 90 日（3 ヶ月）以内です。

- ・水素充填期間が **R6 年度** の場合

R6.4.1～R7.3.31 までを国補助ありの場合、国額確定から 90 日（3 ヶ月）以内、なしの場合は

R7.3.31 から 90 日（3 ヶ月）以内です。

※申請額が予算額に到達した場合は、その時点で申請の受付を終了します。

(3) 申請可能台数

- ① 申請者ごとの助成金支給の台数制限はありません。

但し、申請額が予算額に到達した場合は、その時点で申請の受付を終了します。なお、予算額の到達が近づいた場合は、ホームページ等でご案内します。

- ② 1 回の申請で複数台の車両を申請できます。

(4) 申請にあたっての留意事項

- ・審査の過程で、現地確認・調査を行うことがありますので、その際は御協力をお願いいたします。
- ・審査料等は徴収しませんが、申請書類作成・送付等に係る経費は、助成対象者の自己負担になります。
- ・提出していただいた書類の返却はいたしません。申請書類一式のコピーを控えとして保管してください。
- ・交付決定後、助成対象者の都合で辞退する場合は、次回以降の応募を制限することがあります。
- ・職員への働きかけ・陳情等により、公正中立性が確保されないと判断された場合には、審査対象から除外させていただきます。

5 助成額の確定及び交付（交付要綱第 9 条参照）

(1) 金額の確定（交付要綱第 9 条参照）

公社は、本助成金の交付申請を受けた場合には、当該申請の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、公社の基金の範囲内で本助成金の交付又は不交付の決定を行います。交付の決定を行う場合には、交付すべき助成金の交付額の確定し、助成金交付決定通知書（第 3 号様式）により通知します。

(2) 助成金の交付（交付要綱第 9 条参照）

額の確定通知を受けて助成金額が確定された場合は、ご申請いただいた助成金交付申請をもって請求書とし、その請求日は助成金額の確定日とします。

ただし、申請いただいた金額どおりに額確定されなかった場合に、本助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付請求書（第 5 号様式）を提出してください。

IV 助成金を申請後に必要なこと

1 助成事業の経理（交付要綱第 18 条）

助成事業に関する収支を明らかにした証拠の書類等（交付要綱別表第 1 に記載する書類のうち写しを提出する書類の原本及びその他の書類）を公社が本助成金の交付決定をした日の属する公社の会計年度の終了の日から 5 年間期間保存してください。

2 調査等（交付要綱第 19 条）

被交付者は本事業に関する報告の徴収、事業所等への立ち入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければなりません。

3 申請の撤回（交付要綱第 11 条）

助成対象者は、交付決定の内容またはこれに付された条件に対し異議があるなど、やむを得ない事由がある場合は、助成金交付決定通知書（第 4 号様式）を受領した日から 14 日以内に助成金交付申請撤回届出書（第 6 号様式）を提出することで、助成金の交付申請を撤回することができます。

4 債権譲渡について（交付要綱第 12 条）

被交付者は、第 9 条第 1 項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、第三者に対して譲渡をし、又は承継をさせてはなりません。ただし、公社の承認を事前に得た場合はこの限りではありません。

5 交付決定の取消し（交付要綱第 13 条）

以下のいずれかに該当する場合は、本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとします。

- (1) 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。※悪質な虚偽申請の場合、東京都と協議の上、今後の助成金申請ができなくなる場合があります。
 - (2) 交付決定の内容又は目的に反して本助成金を使用したとき。
 - (3) 本事業に係る公社の指示に従わなかったとき。
 - (4) 交付決定をうけたもの（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
 - (5) その他本助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。
- 公社は第 1 項の規定による取消しをした場合、速やかに当該被交付者に通知するものとする。本助成金の返還（交付要綱第 14 条）、違約加算金（交付要綱第 15 条）、延滞金（交付要綱第 16 条）等については交付要綱をご確認ください。

燃料電池等トラック燃料費支援事業 助成金申請書類作成の手引き

□発行・編集 令和 7 年 5 月 発行
令和 7 年 9 月 編集

公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
(愛称：クール・ネット東京)
〒163-0810
東京都新宿区西新宿 2-4-1
新宿 NS ビル 10 階

《お問い合わせ》

ホームページ記載の「お問い合わせフォーム」からお問い合わせいただきます
ようご協力お願い申し上げます。